

告 示

埼玉県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を飯能市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

清水代、清水弘行、大野健一、采澤義幸、采澤孝治、森田芳夫、大野豊太郎、島田伊弥三郎、鶴澤ヒロ、新井茂男、石田新太郎、岩田好一、岩田半吾、岩田光、岩田左住、岩田村三、大野勝藏、大野喜次郎、大野庄三、大野常太郎、大野多吉、大野福次郎、大野勇吉、大野和十郎、加藤増次、金子丑太郎、金子榮藏、島田忠太郎、鈴木辨次郎、西市太郎、西甫十郎、西小膳次、平沼徳三郎、平沼文吉、毛利甲藏、毛利庄藏、山田勇、横瀬仁太郎、大野悟、鈴木昇、大野崇、小金井惣五郎、小金井森太郎、佐野誠吉、佐野助次郎、佐野時三郎、佐野留五郎、佐野弥吉、平沼幸三郎、細田重次郎、細田庄助、新井富六、新井理作、佐野博之、市川佳洋、大野義太郎、山崎祐子

二 通知の要旨

- イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十年一月五日付埼玉県告示第十二号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。